

# かべ新聞

第123号

2018年  
11月29日

JR東海労働組合  
新幹線地方本部  
東京車両所分会

## 診断書強要都労委 第1回審問

### 『松井さん・劔持さん・加藤さん』3氏が奮闘！

11月28日、都庁38階の労働委員会にて『診断書強要』都労委の第1回審問が開催されました。



昨年7月4日に申立て以降、これまで7回の調査が行われてきました。そして今回の第1回審問は、組合側証人3人（松井さん、劔持さん、加藤さん）に対する主尋問・反対尋問です。約60名の組合員・OBの参加で熱気にあふれた審問となりました。

会社は、「年休は欠勤に含まれる」という苦しい主張をつづけており、「20日までの年休申し込みはコミュニケーションだ」とか「25日の勤務指定発表時点で時季指定となる」などと滅茶苦茶な主張を繰り返しています。このことは、明らかに協約の解釈をねじ曲げているものであり、労基法をも無視したものだといえます。

今回の審問で、最初に証言したのは松井分会副委員長です。弁護士役の質問者は、板倉分会長と山口執行委員です。東京交番検査車両所の現場管理者の「年休も欠勤であり診断書の提出が必要である」という指示は誤りであること。「条文もまともに言えない」などバラバラの対応をしてきたこと。就業規則の解釈がおかしいと苦情申告したのに苦情処理会議を開催せず、団体交渉にも応じない会社。基本協約や就業規則の解釈と運用についても多くの問題があり、会社は団体交渉を開催し解釈の誤りを素直に認め真摯に議論すべきである事などについて堂々と証言しました。

## 会社側の反対尋問は、問題を矮小化?!

会社側の反対尋問は、事象の本質的でない部分を取り上げたり、関連性のないことを尋問したりで「信ぴょう性がない」「記憶力も曖昧で記憶違いしている」ということを印象付けようとするだけでした。問題となった診断書提出の必要性には触れません。「年休は欠勤だ」とハッキリ言えばいいのに、なぜ言わないのでしょうか?!



次回 第2回審問は、12月13日(木)12時40分 都庁前集合！

全組合員の最大結集で

都労委闘争に勝利しよう！